

○宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項第6号の区域を定める規則

平成23年3月22日規則第4号  
改正 平成26年4月24日規則第31号  
改正 令和3年7月7日規則第41号  
改正 令和4年5月19日規則第30号

宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項第6号の区域を定める規則をここに公布する。

宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項第6号の区域を定める規則

宮崎県中山間地域振興条例（平成23年宮崎県条例第20号）第2条第1項第6号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 宮崎市のうち、昭和25年2月1日における宮崎郡木花村及び青島村並びに東諸県郡高岡町並びに平成17年2月1日における宮崎郡田野町
- (2) 都城市のうち、昭和25年2月1日における北諸県郡西岳村及び中郷村
- (3) 延岡市のうち、昭和25年2月1日における東臼杵郡南方村及び南浦村
- (4) 小林市のうち、平成17年2月1日における小林市
- (5) 日向市のうち、昭和25年2月1日における児湯郡美々津町及び東臼杵郡岩脇村
- (6) 北諸県郡三股町
- (7) 東諸県郡国富町のうち、昭和25年2月1日における東諸県郡八代村

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年4月24日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年7月7日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項第6号の区域を定める規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

**附 則**（令和4年5月19日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項第6号の区域を定める規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。